

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 19日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規則第7号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月 19日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規則第7号

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年佐用町規則第26号）の一部を次のように改正する。

第35条中「老人、重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児（以下この条において「助成対象者」という。）に係る」及び「し、同表の5の項の規則で定める情報は次に掲げるものと」を削り、同条各号を削り、同条に次の4項を加える。

2 条例別表第2の5の項の高齢期移行者に係る事務であつて規則で定める情報は次に掲げるものとする。

- (1) 高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
- (2) 高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (3) 高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (4) 高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 高齢期移行者に係る障害者関係情報
- (6) 高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同規則第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同規則第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同規則第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）

3 条例別表第2の5の項の重度障害者に係る事務であつて規則で定める情報は次に掲げるものとする。

- (1) 重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票関係情報
- (2) 重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る地方税関係情報
- (3) 重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

- (4) 重度障害者又は当該重度障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - (5) 重度障害者に係る障害者関係情報
 - (6) 重度障害者又は当該重度障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報
- 4 条例別表第2の5の項の乳幼児等に係る事務であって規則で定める情報は次に掲げるものとする。
- (1) 乳幼児等又は当該乳幼児等の保護者若しくは扶養義務者に係る住民票関係情報
 - (2) 乳幼児等又は当該乳幼児等の保護者若しくは扶養義務者に係る地方税関係情報
 - (3) 乳幼児等又は当該乳幼児等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
 - (4) 乳幼児等又は当該乳幼児等の保護者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - (5) 乳幼児等に係る障害者関係情報
 - (6) 乳幼児等又は当該乳幼児等と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報
- 5 条例別表第2の5の項の母子家庭、父子家庭及び遺児に係る事務であって規則で定める情報は次に掲げるものとする。
- (1) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児又は当該母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の扶養義務者に係る住民票関係情報
 - (2) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児又は当該母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の扶養義務者に係る地方税関係情報
 - (3) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児又は当該母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
 - (4) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児又は当該母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - (5) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児又は当該母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児の扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条による児童扶養手当の受給資格とその額に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
 - (6) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児に係る障害者関係情報
 - (7) 母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び遺児又は当該母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び

遺児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報

(8) 母子家庭の母又は父子家庭の父に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者の資格取得の届出又は被保険者の資格喪失の届出に係る事実及び保険給付の支給に関する情報(以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。)

第36条第1号から第5号までの規定中「人と同一の世帯に属する者」を「助成対象者の配偶者若しくは扶養義務者」に改め、同条第6号中「被保険者」を「助成対象者」に、「被保険者」を「当該助成対象者」に改め、同号中「国民健康保険関係情報」を「後期高齢者医療保険関係情報」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。